

議員提出第八号議案

東九州自動車道北九州～大分～宮崎間の平成二十六年度までの全線開通を求める意見書

東九州自動車道は、沿線にある福岡、大分、宮崎及び鹿児島四県の九一〇万住民にとつて、災害時や救急医療に不可欠な「命の道」、農林水産業の市場拡大や企業誘致、観光振興を促進する「活力の道」、そして通勤・通学や買い物など暮らしに必要な「生活の道」として最低限必要な社会基盤であり、その早期完成は沿線住民の悲願となつてゐる。

九州経済産業局等の試算では、東九州自動車道の未供用区間の整備により、全産業の合計で約三兆九千億円の生産額が増加するとされており、本県にとつても、県北部の「カーアイランド九州」や県南部の「東九州メディカルバレー」等の構想実現に欠かすことはできないものとなつてゐる。

さらに、南海トラフ巨大地震が発生した場合には甚大な被害が懸念される東九州地域にとって、東九州自動車道は、大津波の影響を受けない基幹ネットワークとして、その整備が急務となつてゐる。

本県では、県南及び県北の未供用区間において、それぞれ国土交通省及び西日本高速道路株式会社により、トンネル工事の工程短縮に向けた取組など事業の推進が図られているところであり、早期完成に向け大きな期待が寄せられている。

こうした中、佐伯～蒲江間に、昨年度の補正予算と本年度の当初予算を合わせ、二〇〇億円を上回る予算が配分され、また、開通見通しも平成二十七年度と一年前倒しされたところであり、平成二十六年度開通に向けて、大きく前進したものと評価するところである。

しかしながら、高速道路は「繋げてこそネットワーク」であり、その一刻も早い構築のために、北九州～大分～宮崎間の一体的な供用に向け、佐伯～蒲江間についても他の区間に合わせ、平成二十六年度に前倒しして供用することが必要である。

よつて、国会及び政府におかれては、九州を循環するネットワークの構築に向けた東九州自動車道の早期完成について、次の事項に取り組むよう強く要望する。

一 平成二十六年度までに完成する他の区間と一体的な供用を図るため、供用予定を前倒しして、「佐伯～蒲江間」を平成二十六年度までに完成させること。

二 「築上～宇佐間」を平成二十六年度までに完成させること。

三 国が責任を持つて、スピードイーに整備を進めるための必要な予算を確保すること。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十五年七月三日

大分県議会議長 近藤和義

衆議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
国土交通大臣
太麻安平伊
田生倍田吹
昭宏郎三明
殿殿殿殿